

学校健康法に基づく出席停止について

幼稚園では、感染症を予防する為、感染した園児に対して、出席停止を行うことがあります。これは、学校保健法第12条(H24. 4. 1改正)に基づき、幼稚園での集団発生を防ぐとともに健康の回復を図る為です。出席停止の症状の場合は、欠席扱いにはなりませんので、ご家庭でゆっくり休養してください。出席停止の期間につきましては、症状により医師に伝染の恐れがないと認められたときは、この限りではありません。なお、出席停止の対象となる伝染病、出席停止の手続きについては、下記の通りです。

病名	出席停止の基準
第1種	<ul style="list-style-type: none"> 発熱 38.5度以上 インフルエンザ 百日咳 麻疹(はしか)
第2種	<ul style="list-style-type: none"> 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 風しん 水痘(みずぼうそう) 麻疹 流行性斑丘疹 腸炎 細菌性下痢症 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 チフス パルチフス 急性出血性結膜炎 急性細菌性痢疾
第3種	<ul style="list-style-type: none"> その他の感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルペシギーナ デング熱 伝染性単核球炎(水いぼ) 伝染性軟下腫瘍 伝染性膿痂疹(とびひ)

きりと

浦安幼稚園 園長殿

治癒証明書

組 園児氏名

上記の園児は 病名 1、水痘 2、流行性耳下腺炎 3、風疹 4、麻疹

5、その他()

発病年月日 年 月 日

治癒年月日 年 月 日

上記の疾病は治癒しましたので、登園してもさしつかえありません。

年 月 日

医師機関名

医師名